

大蔵委員會議録第十五号

昭和三十三年三月十一日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君

理事 淺香 忠雄君 理事 大平 正芳君

理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 平岡 忠次郎君

理事 横山 利秋君

足立 篤郎君 井出 太郎君

奥村 又十郎君 加藤 高藏君

川野 芳満君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

夏堀 源三郎君 平野 三郎君

古川 丈吉君 前田 房之助君

山本 勝市君 有馬 輝武君

井上 良二君 石野 久男君

石村 英雄君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田 鶴松君

横銭 重吉君 横路 節雄君

出席國務大臣

外務大臣 藤山 愛一郎君

大蔵大臣 一萬田 尚登君

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

外務事務官 高橋 通敏君

大蔵事務次官 坊 秀男君

大蔵事務官 (主計局長) 石原 周夫君

大蔵事務官 (主計局長) 小原 孝次君

大蔵事務官 (理財局長) 正示 啓次郎君

大蔵事務官 (為替局長) 酒井 俊彦君

食糧庁長官 小倉 武一君

通商産業事務次官 小笠 公昭君

委員外の出席者

外務参事官 白幡 友敬君

外務事務官 (経済局次長) 佐藤 健輔君

通商産業事務官 (通商局次長) 伊藤 繁樹君

専門員 椎木 文也君

三月十一日

委員足立篤郎君辞任につき、その補欠として安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

三月六日

夜勤手当等に対する所得税の特例に關する法律案(横山利秋君外十三名提出、衆法第四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第五号)

同月七日

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

同月六日

税理士法の一部改正に關する請願(佐藤榮作君紹介)(第一三九四号)

公認会計士法の一部改正に關する請願(佐藤榮作君紹介)(第一三九五号)

旧国鉄共済組合年金改善に關する請願外四十三件(保科善四郎君紹介)(第一三九六号)

国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部改正に關する請願(今井耕君紹介)(第一三九七号)

同月十日

酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部改正に關する請願(河野金昇君紹介)(第一五二三号)

同(阿左美廣治君紹介)(第一六一七号)

同(中垣國男君紹介)(第一六一八号)

運動具に対する物品税撤廃に關する請願(古川丈吉君紹介)(第一六一九号)

旧陸軍共済組合員中の女子組合員に年金支給に關する請願(横銭重吉君紹介)(第一六二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

酒税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十二名提出、第二十六回国会衆法第二二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第四六号)

夜勤手当等に対する所得税の特例に關する法律案(横山利秋君外十三名提出、衆法第四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第五号)

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三條に基く行政協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出第一六号)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

○足鹿委員長 これより會議を開きます。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に關係しまして、外務大臣にお尋ねいたします。この法律は、申し上げるまでもなくインドネシアのいわゆる焦げつき債権の棒引きの処理の法律であります。ところでインドネシアにつきましては、一方では二億二千三百万ドルの賠償があるわけですが、その賠償とこの債権の棒引きとが関連があるのではないかと、國民の間では、この債権の棒引きは、賠償の變形したものではないかという疑問を持っておるわけがございます。

ところで、従来の予算委員会、あるいは本委員会での政府の御答弁では、債権の棒引きは賠償ではございません、という御答弁でございますが、なるほど賠償は、平和条約において規定し、債権の棒引きは、別個の議定書で定められておりますから、形式的には、なる

ほど別個だと思ひます。しかし、単に形式だけで別個だ、こういう御説明では、ただいま申し上げましたような國民の疑問といふものは氷解いたしません。従つて、外務大臣から、まず賠償交渉及びこの債権棒引きとの交渉の連関があつたか、ないものかどうか、この点を明らかにしてほしいのであります。たとえば、どなたが下交渉をなさつたのか知りませんが、賠償の下話がいつた、そのついた最後の日に、一方的に日本の方から、これでおめでとございませう、そこで、日本としてこの債権をはなむけとして棒引きいたしましたというふうな、最後に突如として日本政府が一方的に出したものであるかどうか、あるいは、それとも賠償交渉の過程において、賠償の金額を幾らにするかという交渉をする過程において、この焦げつき債権の処理の問題が同時に賠償交渉の一部として議題に上つておつたものかどうかという点を明らかにしてほしいと思ひます。

○藤山國務大臣 御承知のように、インドネシア賠償の問題につきましては、長年にわたつての交渉でございまして、初めにインドネシア側は、御承知と思ひますが、百七十億ドルという膨大な数字を出してきて参つたわけでありまして、その後数年の経過、また数度の折衝等によりまして、だんだん金額が減つて参りましたことは御承知の通りであります。最終的には、御承知のように、フィリピンに賠償が片づきまして、インドネシア側も、非常

に進んでこの交渉を妥結に導きたいという意向になって参りまして、少くもフィリピンと同じような五億五千万ドルというような要求も出しておつたわけでありまして。さらに日本としては、そういう金額は払えないというところで折衝を続けておりました、四億ドルになりました、それもさらに折衝をいたしておりました結果として、二億二千三百八十万ドルということに、最終的に決定をいたしましたわけでありまして、賠償が決定をいたしました、平和条約の締結をいたすことになるわけでありまして。この際インドネシア側としては、平和条約の締結その他から新しい日本に対する事態が発生するのであつて、従つて従来の日本とインドネシアとのいろいろな関係について、ことに焦げつき債権等の処理の問題について、平和条約が締結される片づいたらば、こゝろの問題についてのいろいろな解決方法をみないといふことは、かねてからインドネシア側も申しておつたわけでありまして。われわれも、賠償が決定し、平和条約が締結されるようになって、そしてインドネシアが新しく日本と友好関係を立つという場合には、これらの問題を解決していくのは、両国の新しい友好関係に立ちましても、またインドネシアが反植民地の旗を掲げて独立をいたした今日、日本としてそれを援助するといふ立場からいまして必要だろ、そのことの結果として、一億七千七百万ドルの焦げつき債権を解決することにしたわけでありまして、賠償とこの解決とは全然別個の問題でございます。

○石村委員 ただいまの御説明では、やはり疑問は氷解いたしません。なるほど当初インドネシアの要求額は大きかつたと思ふ。大きかつたと思ふのです。が、そこで最後に二億二千三百八十万ドル、それも十一年賦で払うという交渉が妥結した、その背後において、インドネシアに対する日本の焦げつき債権、向うから言へば債務、これは生き残つておるものとして二億二千三百八十万ドルというものは決定されたのです。インドネシア側としては、二億二千三百八十万ドルを日本に払え、同時に債務というものはやはり債務として払うべきものだ、こう考へておつたのか。日本政府とすれば、二億二千三百八十万ドルを払うが、同時に債権は取り立てるといふ前提のもとにこの二億二千三百八十万ドルというものが決定されたのかどうかといふことなんです。新しい平和条約の妥結によつて、新しい国交関係が発生するといふ一つのおめでたいところで、インドネシアに対して債権を棒引きするといふ考へもわかないではないです。しかし棒引きする債権が、日本の経済力から考へるとあまりに膨大なのです。これが千万ドルや二千万ドルの債権を棒引きするといふのなら、それはあるいはそうかもしれない、こゝろ国民は考へる。しかし、賠償自体が二億二千三百八十万ドルで、しかもそれが十一年賦で払うという賠償なんです。ところが棒引き債権は、御承知のように約一億七千七百万ドルという膨大なものでございまして、これを棒引きするといふことになる、やはり二億二千三百八十万ドルという決定した背後には、約一億七千七百万ドルの債権を棒引きするといふことが、暗黙であるか何であるか知りませんが、少くとも二億二千三百八十万ドル

の決定の一つの要因になつておつたのではないかという疑問は、依然として氷解しないわけでございます。ただいまの外務大臣の、結論として別でございまして、こゝろおっしゃつたのではわかりません。もつとはっきりした交渉の過程を御説明願ひたいと思ひます。インドネシア側がこの焦げつき債権に対してどういふ態度をとつたのか、日本政府がまたその賠償額を決定するに當つて、この焦げつき債権に対していかなる態度をとつたか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○藤山国務大臣 焦げつき債権と賠償の問題は、ただいま申し上げたように、全然別個の問題で解決をいたしたわけでありまして。焦げつき債権の問題につきましましては、長い間やはりこれは交渉されてきた経過がございます。従つて、それに対して、過去においてこの問題についてやはり交渉があつたことは事実でございますが、しかしながらわれわれとしては、日本とインドネシアとの将来の関係を考へまして、この焦げつき債権における長い間の交渉を最終的に打ち切りまして、そしてこれを棒引きすることが将来のためにはいいといふことで、これはこれで解決いたしましたわけでございます。焦げつき債権につきましまして長い間の交渉の経過については、政府委員より説明させていただきます。

○白樺説明員 賠償と焦げつき債権に關しましてインドネシアとの交渉の過程を、概略御説明申し上げます。

ただいま外務大臣からお話しございましたように、当初非常に賠償に対する数字が、日本と先方との間に懸隔があつたわけでありまして、だんだん狭まつて参りまして、昨年になりました、かなり先方の要求というものは下つて参りました。先方は、大体四億ドルくらいのもので賠償として要求したいという希望でございました。しかし日本側といたしましては、内外のいろいろな要因から考へまして、そんなに賠償としては払えない、どうしても大体二億前後の数字でもつておさめなくちゃならないといふことでございまして。そういうことで調令を受けまして、交渉しておつたわけでありまして。ところが先方にいたしまして、一つには、御承知のようにインドネシアの国内の経済再建計画というものがございまして、二億ドルだけではどうしても満足ができません、しかし日本が、その大体二億ドル前後の数字しか賠償として提示できないのだという理由も、先方は昨年中ごろになりました。ほゞ了解して参りました。ですから、賠償としては二億二、三千万ドルしかもらえないけれども、しかし何とかしてインドネシアとしては、自分の国の経済再建計画といふものに少し日本の方から助けてもらふと申しますか、協力してもらふ、そういう面を何とか考へてもらいたいといふことでございまして。そのためにわれわれといたしましては、われわれが日本側でもつて二億前後といふ数字を出しまして、いろいろな要因がございまして、インドネシア側の現実の経済情勢から見まして、決してこれはインドネシアの経済にとつては、それほど大きな数字じゃないので、何とかこれをできるだけの方法で助けてやらなくてはならないといふ問題があつたわけでありまして。そこで、いろいろな方法が考へられまして、一つには、たと

えは何か政府借款を考へるといふようなこともございました。それからまた、あるいは日本から何か経済援助をしてやるのだという考へ方もございました。それからまた一つには、この棒引きという問題もあつたわけでございます。そういういろいろな問題をそれぞれその角度から研究して参つたのでございまして、ほかのたとへば借款であるとか、あるいは政府の援助であるとか、あるいは問題、それからこの焦げつき債権をどういふふうにして返さるかといふ問題につきましまして、具体的な条件をお互いに研究し合ひまして、先方でも非常に熱心に、インドネシアの国内でもいろいろこれは研究の対象になつておりました、議論になつておつたといふふうになつておりました。賠償はあくまでも大体二億前後の数字にしないでほしい、それ以外に、それではどうしてくれるか、一方原則的な問題としまして、われわれがインドネシアの賠償交渉を解決しようといふ意図は、もちろんこれは、戦争中に与へた戦争損害に対する補償という意味もございまして、同時にインドネシアと日本との関係の一番重要な障害になつておりましたのは、この賠償問題の未解決ということなんです。これを解決することによつて、日本にとつて非常に経済的に意味の深いインドネシアとの間に、貿易上あるいは経済協力という面からいって、何か日本で相当積極的にインドネシアとの間に経済関係を結ばなくてはならないという思想がございました。そこで、そういう考へ方も生かすといふ点から見まして、結局インドネシアの希望といふのは生

かして、かつそういうインドネシアと日本との間の経済関係を緊密化するという観点から、この棒引きで最終的に話を閉じることが一番いい方法ではないかということになったのであります。しかしわれわれといたしましては、これは賠償というものと、先ほど申し上げましたようにそれ以外の方法、つまり経済協力であるとか、経済援助の問題であるとか、この焦げつき債権の棒引きの問題というものは、一応別個な考え方に立っております。従いまして、われわれといたしましては、これはあくまでも別なものであると考えております。

○石村委員 ただいまの御答弁だと、なるほど形式は別個にしたが、実質的には賠償と密接不可分の関係にあるということになると思います。外務大臣もそのように理解されるのではないかと思います。いかがですか。

○藤山國務大臣 ただいま申し上げましたように、賠償はあくまでも賠償でありまして、賠償としての交渉をいたして、申し上げたような経過でもって、二億二千三百八十万ドルとなったわけでありまして、今後インドネシアに対して、どうしてわれわれが経済協力をしていくかという別個の立場に立ちまして、この焦げつき債権の問題を解決したのであります。賠償とは全然別個のものであります。

○石村委員 別個だ、別個だといかに強調されても、ただいまの賠償交渉、あるいは債権の交渉の過程から見ると、密接不可分のものと言わざるを得ません。いかに外務大臣が、藤山さんが結論として強調されても、国民はそれを真正直に受け取るわけには参りませ

ん。つまりただいまのあなたの方の御説明では、平和条約に、戦争中に日本が与えた損害及び苦痛を償うために賠償をインドネシア共和国に払わなければならないが、しかし、やはり存立可能な経済を日本側として維持するためには、日本の資源が十分な賠償をする余裕がないのだというところは平和条約に書いてあるわけでありまして、従って余裕がないから、二億二千三百八十万ドルでかんべんしていただきたい、かんべんしてやろう、しかし同時に、日本がインドネシアから取り立てるべき債権一億七千七百万ドルは、日本はインドネシアのために放棄して差し上げる、一億七千七百万ドルという膨大な債権を放棄する、これが問題なのです。これが千万ドルや二千万ドルなら、なるほどあなたがおっしゃる通りに、全然別個のものと言ひ得るかもしれない。しかし、日本としては二億二千三百八十万ドルしか払えないのだ、こう言ひながら、一方で一億七千七百万ドルという膨大な債権を棒引きにする、それはインドネシア側としては、今一億七千七百万ドルを払う余裕はないのかもしれません。ないからこれを受けてやるという考え方も生まれるかもしれないが、日本としては、同時に日本の資源からいって、二億二千三百八十万ドルを、しかも一時金でなしに、十一年の年賦で払う余裕しかないのだ、こう言ひながら膨大な一億七千七百万ドルを棒引きにするという決定をなさったというところは、実はこの債権棒引きが賠償額の二億二千三百八十万ドルにプラスされるものだ、こう理解せざるを得ないわけでありまして、常識人として藤山さん、その理解されないのですか、やはりこれは別個だ。そうすると、もし仮定するならば、この債権が千万ドル、二千万ドルだというなら、やはり賠償額は二億二千三百八十万ドルでとどまったはずだということになるわけなのです。

○藤山國務大臣 この賠償は、ただいま申し上げましたようにあくまでも賠償でありまして、これは、二億二千三百八十万ドルという数字でもって最終的に話し合いがついたわけでありまして、私どもとしては、インドネシアが独立をいたしました、その経済的な裏づけをしていく、そうしてりっぱな独立国家となつて、将来日本と手をつないでいくという立場から考えまして、全然賠償とは別個に、こういう問題をこの際解決するのが適當である、長い間の懸案でありますから、解決するのが適當であるというので、棒引きの処置をとつたのでありますから、賠償とは全然別であります。

○石村委員 この問題の追及は、他の委員がさらにされると思ひます。私一人が藤山さんを独占するわけにもいかならないと思ひますから、次の問題に移つて、藤山外務大臣にお尋ねします。

○藤山國務大臣 賠償額は二億二千三百八十万ドルにとどまるべきものであるというところになると、仮定ではあります。さつき申しましたように、債権がこの一億七千七百万ドルでなしに、五千万ドル、あるいは三千万ドル程度であつたならば、その棒引きで賠償額は変更されないものだ、こう予想されるわけだと思ひます。そうなんですか。

○藤山國務大臣 賠償は決定しましたときに、二億二千三百八十万ドルと決定をいたしましたわけでありまして、かりにその他の棒引き債権という種類のものがどういふ金額であつたか、それが變つていた場合にはどうだという御質問だと思ひますが、私はこの点については、賠償は二億二千三百八十万ドル、こういうことで決定した、こう思つております。

○石村委員 そういたしますと、日本がインドネシアに対して一億七千七百万ドルという膨大な焦げつき債権を作つた、もしこれを作らなければ、やはり賠償は同じように二億二千三百八十万ドルだとすると、焦げつき債権を一億七千七百万ドル作つた日本政府の責任というものは、非常に大きなものだということになると思ひます。これが少い場合には賠償額がふえるんだというのなら、あるいはどちらからいふたつて同じことだという結論になるかも知れませんが、賠償額は、日本の状態から考へて、焦げつき債権が大きかろうが小さかろうが、やはり二億二千三百八十万ドルにとどまるものであつたならば、焦げつき債権が少なかった方が、日本としては非常によかつたはずであると思ひます。これを一億七千七百万ドルまでに膨大化させた日本政府の責任というものは、実に大きなものだと言わざるを得ません。一億田さんはいつかの委員会で、遺憾でございまして、こういう御答弁をなさいます。一億七千七百万ドルも棒引きにしたければならぬような事態を生んでおいて、ただ遺憾でございまして、いでは、私は済まぬ問題だと思ひます。国民一人当たり七百円以上の負担がかかる焦げつき債権を作り上げておいて、ただ大蔵大臣は遺憾でございまして、いへば、その責任が済むものではない

○藤山國務大臣 賠償は決定しましたときに、二億二千三百八十万ドルと決定をいたしましたわけでありまして、かりにその他の棒引き債権という種類のものがどういふ金額であつたか、それが變つていた場合にはどうだという御質問だと思ひますが、私はこの点については、賠償は二億二千三百八十万ドル、こういうことで決定した、こう思つております。

○石村委員 そういたしますと、日本がインドネシアに対して一億七千七百万ドルという膨大な焦げつき債権を作つた、もしこれを作らなければ、やはり賠償は同じように二億二千三百八十万ドルだとすると、焦げつき債権を一億七千七百万ドル作つた日本政府の責任というものは、非常に大きなものだということになると思ひます。これが少い場合には賠償額がふえるんだというのなら、あるいはどちらからいふたつて同じことだという結論になるかも知れませんが、賠償額は、日本の状態から考へて、焦げつき債権が大きかろうが小さかろうが、やはり二億二千三百八十万ドルにとどまるものであつたならば、焦げつき債権が少なかった方が、日本としては非常によかつたはずであると思ひます。これを一億七千七百万ドルまでに膨大化させた日本政府の責任というものは、実に大きなものだと言わざるを得ません。一億田さんはいつかの委員会で、遺憾でございまして、こういう御答弁をなさいます。一億七千七百万ドルも棒引きにしたければならぬような事態を生んでおいて、ただ遺憾でございまして、いでは、私は済まぬ問題だと思ひます。国民一人当たり七百円以上の負担がかかる焦げつき債権を作り上げておいて、ただ大蔵大臣は遺憾でございまして、いへば、その責任が済むものではない

○藤山國務大臣 賠償は決定しましたときに、二億二千三百八十万ドルと決定をいたしましたわけでありまして、かりにその他の棒引き債権という種類のものがどういふ金額であつたか、それが變つていた場合にはどうだという御質問だと思ひますが、私はこの点については、賠償は二億二千三百八十万ドル、こういうことで決定した、こう思つております。

○石村委員 そういたしますと、日本がインドネシアに対して一億七千七百万ドルという膨大な焦げつき債権を作つた、もしこれを作らなければ、やはり賠償は同じように二億二千三百八十万ドルだとすると、焦げつき債権を一億七千七百万ドル作つた日本政府の責任というものは、非常に大きなものだということになると思ひます。これが少い場合には賠償額がふえるんだというのなら、あるいはどちらからいふたつて同じことだという結論になるかも知れませんが、賠償額は、日本の状態から考へて、焦げつき債権が大きかろうが小さかろうが、やはり二億二千三百八十万ドルにとどまるものであつたならば、焦げつき債権が少なかった方が、日本としては非常によかつたはずであると思ひます。これを一億七千七百万ドルまでに膨大化させた日本政府の責任というものは、実に大きなものだと言わざるを得ません。一億田さんはいつかの委員会で、遺憾でございまして、こういう御答弁をなさいます。一億七千七百万ドルも棒引きにしたければならぬような事態を生んでおいて、ただ遺憾でございまして、いでは、私は済まぬ問題だと思ひます。国民一人当たり七百円以上の負担がかかる焦げつき債権を作り上げておいて、ただ大蔵大臣は遺憾でございまして、いへば、その責任が済むものではない

○藤山國務大臣 賠償は決定しましたときに、二億二千三百八十万ドルと決定をいたしましたわけでありまして、かりにその他の棒引き債権という種類のものがどういふ金額であつたか、それが變つていた場合にはどうだという御質問だと思ひますが、私はこの点については、賠償は二億二千三百八十万ドル、こういうことで決定した、こう思つております。

いるわけですが。この間外務省は、大蔵省といふか、通産省といふか、どこからか話があつて、当然この協定に基く決済をしてもらうための交渉をインドネシア側となさつたと思ひます。この交渉がどのように行われたか、この経過を御説明願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 五四年に引き継ぎましたときには六千万ドルあつたわけですが、それを二年間にわたつて、五回に分けて支払うように交渉をいたしましたのであります。インドネシア側としては、これを拒絶してゐるわけではあります。

○石村委員 拒絶したのですか。

○藤山國務大臣 協定は一応成立したのでありますけれども、それをその後拒絶したのであります。なおそのときの経過につきましては、政府委員から説明いたします。

○佐藤説明員 御説明申し上げます。

インドネシアの最初の焦げつきが六千四百万ドルありましたが、御指摘の通りでございます。これに関する協定が五二年にインドネシアとできまして、その中の四百万ドルは新しい債権の方にございまして、従ひまして残金の六千万ドルは、五四年の七月から二カ年にわたり五回年賦で支払う、こういう協定ができたのでございます。そこで五四年に至りまして、本来ならば支払うべきものでございましたが、先方は、外貨が非常に枯渇いたしましたので、支払えなくなつた、こういう關係になつております。

○石村委員 そうすると、向うが払えないということになつたということ、その交渉はそのまゝになつてゐる。それからずつと増加する一方で、そ

れを外務省はほつたらかしてしておつた。大蔵省や通産省から、この処理についてさらに引き続き交渉してくれというふうな依頼はなかつたわけなんです。

○佐藤説明員 その後五二年以後には、御承知の新しい協定ができました。先ほど御指摘のように、二千万ドルを限度として、三種の支払い方法がございまして、この三種の支払い方法によりまして、インドネシア政府は五三年の末までは、新しい協定通り支払つていたのでございます。ところが五四年の六月の末ないし七月初めに支払うべき問題、これは五四年の七月になりましたと、先ほど申し上げました旧債権の支払いがくるわけですが、この両者が五四年の七月に支払えなくなつた、こういう状況に至りましたので、それ以後は日本側で処置を講じまして、向うの輸入に應じた輸出をいたしまして、できるだけ債権が向うに累積されることを避ける処置をやつたわけでございます。なお五四年の半ばに、合計いたしますと相当の債権が向うにできましたが、その債権につきましても、毎回向うにつけを出しまして、交渉はいたしておつたのでござい

ます。

○石村委員 そうすると、請求書だけ

は出したが、金はもらへなかつたというのが外務省の御答弁だと思ひます。

○佐藤説明員 遺憾ながらその通りで

ござい

ます。○石村委員 まことに遺憾な話です

に焦げつき債権が累積していくのを、手のつけようがございせんのでほうつておいたのかという問題になつてくるわけなんです。外務大臣に対する他の方の御質問があるようですから、その点の通産省あるいは大蔵省に対する追及といふか、お尋ねは、私はあとにいたしますから、ほかの方に……

○足鹿委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 外為資金特別会計の一部改正案に関連しまして、外務大臣にお尋ねいたします。先ほど石村君から質問のあつた事項でございしますが、別な角度からお伺ひしたいと思ひます。

わが国経済が貿易に依存する度合いの高いことは、論を待たないところであります。貿易の成否は、わが国経済の興廢を決するものでございします。政府によつて示されてゐる統計の羅列は、昭和三十一年度、同じく三十二年

度のわが日本輸出貿易の伸張を誇示しております。しかしながらこれが実態は、名目上の統計数字とは雲泥の相違であり、焦げつき債権が政府保有外貨のうちで三割強にも達する現状は、日本の経済的破局をはらむものと断ぜざるを得ないのであります。すなわち昭和三十三年一月末の外貨保有は約九億六千万ドルであり、焦げつき債権が三億ドルをこしてゐるのであります。これを指摘しないわけには参りません。焦げつきは、邦貨で換算いたしまして一千億円を上回つてゐるのであります。しかもこの傾向は、決して減少していかないといふところに問題がございします。御承知のように、わが国は、貿易制度において為替集中政策をとつておりますので特定メー

カーあるいはシッパーによるところの外貨建て輸出は、その等価である円をもちまして、船積みと同時に銀行を通じて政府からの支払いを受けまして、いささかもリスクを負いません。かつて外貨債権は政府に帰属しますが、その不渡りの危険も同時に政府に移る仕組みになつております。この支払い円貨の調達は、国民の税金の集積である一般会計からの資金をもつてまかなわれてゐるのでありますから、一度焦げつきができれば、これは輸出者にまでは波及求償せられるものではな

く、しよせん国民がしりぬぐいさせられるのであります。制度上は、外国為替資金特別会計というクッションを介在させておられますけれども、一般会計の金でしりぬぐいさせられるのには相違ございせん。政府は、その保有する外貨の取扱いを前提といたしまして、他方においては、その一部を日銀に売りまして、日銀から円札を発行させることもできるのであります。

そういういたしますと、政府保有の外貨債権の非常に多くの部分が焦げつきであつて、無価値にひとしいものとしたならば、被害者は一般国民となることは自明の理であります。すなわち国民は、仮空外貨の基礎の上に過当に散布された円札のもとに貨幣価値の下落によるインフレーションの加害を受けるか、あるいは外為特別会計資金の取りくずしにあつて、血税をもつて跡始末をさせられるか、このいずれかでござい

ます。このインドネシアの債権棒引きの背景ががやうなものである点に、まず御留意を願ひたい。

従ひまして、このインドネシアに対するところの債権の取り立ては、政府当局は真剣に取り組んで、これを回収

しなければならぬ義務があるのです。そうでない限りは、一部の輸出業者、あるいはメーカーに対して国民がその不始末をしりぬぐいをする、ほかの表現で言うならば、補助金を特定のメーカーあるいはシッパーにくれる結果と同じことになるのです。ですから、あなた方は、この取り立てに對しましては細心の注意を払い、断固として相手方と折衝しなければならぬはずのものであります。ところが、石村君から指摘されるように、あなたの答弁は、国民を納得させるには至つておらないのです。私も、むしろ賠償であると言つていただいた方が納得するので

す。ところが、賠償ではない、これは債権の棒引きだ、こういうことです。ただ一つの理由が、新しく開かるべきところのインドネシアとの修交のための引出物だ、こういうことでは国民は納得しません。

私は、少しく外国の例をとりたのであります。現在、イギリスと西独の間に、いわゆる NATO の軍事同盟の条約上の義務でございまして、イギリスからドイツに派遣されてお

ります。ドイツ側は、このイギリスの負担金の問題で、大きな問題を起こしております。ドイツ側は、このイギリスの派遣に對して、もはや駐屯費を払ふ必要はないといふことで突つぱつております。そこで、しかしイギリスの外貨事情とか、そういう点が非常に悪いのだから、別な意味においては、ドイツはこれに對しまして協力するといふことで、ドイツがイギリスから購入すべき武器の前渡金として、一億二千万ドルか何がしかをイギリスに払うからといふことでかばつております。

しなればならぬ義務があるのです。そうでない限りは、一部の輸出業者、あるいはメーカーに対して国民がその不始末をしりぬぐいをする、ほかの表現で言うならば、補助金を特定のメーカーあるいはシッパーにくれる結果と同じことになるのです。ですから、あなた方は、この取り立てに對しましては細心の注意を払い、断固として相手方と折衝しなければならぬはずのものであります。ところが、石村君から指摘されるように、あなたの答弁は、国民を納得させるには至つておらないのです。私も、むしろ賠償であると言つていただいた方が納得するので

す。ところが、賠償ではない、これは債権の棒引きだ、こういうことです。ただ一つの理由が、新しく開かるべきところのインドネシアとの修交のための引出物だ、こういうことでは国民は納得しません。

ところが、これはドイツの思いつきではないのです。私も昨、昨年大蔵委員から欧米に派遣されまして、その折ドイツの予算書を見ましたところ、やはり武器購入のための引当金として、予算上にもつくにそれは組んである。ですから、今回の対英交渉が決して思いつきでないということ、非常に慎重にそつくりと予見して処置したものであることがはつきりわかるのです。この一つの事例に徴しましては、日本の外交はなまぬるいと思ひます。

なお、もう一つの例を、ついでもから申し上げますが、おそらく一九五三年でしよ、当時復興のおくれでおつたドイツに對しまして、おそらくこれはマースシャル・プランの一環をなすものと思ひますが、イギリスがそろくヨーロッパを差配する立場にあつたであらうところからのことだろふと思ひますが、ドイツに對しまして、十億ドル十カ年無償で金を貸しました。ところが、三年もたつたに、逆にイギリスの外貨が不足に陥り、ドイツは國際収支の上におさまして非常な黒字を持つに至りました。そこで、貸して十億ドルを十カ年たつたに戻してくれという要求がイギリス側から行われ、ドイツも、黒字を相当持つておるから、これを返そうということになりました。そのときに、連邦銀行總裁のウイヘルム・フォッケがこの折衝に當りまして、どういふことを交渉したかといふと、十億ドル十カ年無償で借りるといふ約束であつたにもかかわらず、今直ちにこれを返してやつてもよろしい、ただしまだ三カ年きり時間が経過してないので、七カ年先

に返すということになる、そうすると、受け取つたイギリスがその七カ年間に金を運用しますならば、相當の利子所得を得る、ですから、ドイツは今返してあげるけれども、この利子の分を引き去つて返すということであつた。さて、さすがにイギリスは怒りまして、この点はそれは落着を見ませんで、おとしですが、その交渉のときは、おとしですが、おとし五億ドルだけ何とはつかず先払いして、あと五億ドルは、この結着を見るまで払わない、こういうことで現在まで経過してあります。ですから、一國の經濟外交交渉に當つて、各國の外務大臣とか、あるいはその側にある人たちは、真剣に取り組んでおるのです。そのときに、何も日本におきまして——大して日本は金持ちの國ではありません。なけなしの外貨を、政府の不手ぎわのために焦げつきにされて、それをあつさり棒引きにするというよりなことは、とうてい常識では考えられぬのです。これは、あなたの方の大野副總裁が、いつぞや胸をたたいて非合理的なものを解決してはいるようですが、こういうことは一つも合理性のないことであつて、外務大臣としましては、ほんとうに國民の立場を考へ、血税がこつた無意味に浪費されるというやうな事態に對しましては、これは真剣に取り組んでもらわなければならぬと思ひます。こつた意味におきまして、石村君に對するあなたの回答に私は不満でございいます。ですから、賠償なら賠償として率直にそつちやつていたであらう。しかして、賠償というのをたいてい得ない政府の苦境があるならば、秘密會議でも何でもいいですよ、そつち

うことを漏らしてほしいのです。私もビルマから——これはレビュー・クローズが条約に挿入されておりますので、ビルマあたりからもゆれ返しがあつてはいかぬというやうな配慮が、あるいはあつたかもしらぬと思ひます。しかしその反面において、これは棒引き債権だといふ新しい解決の方法をいたしなす、ビルマに對する一つの防衛にはなるかもしらぬけれども、逆に韓國から、これを棒引きにしる言つてくる一つの可能性もあるわけなのです。ですから、いろいろ外務當局としては考慮なすつたことであらうと思ひけれども、少くともあなたの公式的な答弁では、私どもを納得さしておりません。國民も、この点には納得するわけには参らぬと思ひます。重ねて恐縮ですが、もう一回あなたの棒引きに關しての御説明をお願いしたいのです。

私どももいたしましては、やはりそういう点を十分に考慮に入れ、われわれの態度も、その上に立つて交渉をいたしたわけでありまして。私といたしましては、インドネシアの將來が、政治的獨立を達成した後の經濟的パツクによつて經濟建設ができ、十分りつばな獨立政權が完成するといふことが望ましいことであり、またそれが日本の外交政策の上においても必要だといふ固い觀點に立ちまして、そつちしてインドネシアの今日までのいろいろな經濟上の事情も考へ、將來も見通して、そつちう意味において私としては決定をいたしましたわけなのであります。賠償とこの問題とは別個でありますけれども、この問題の決定に當りましては、ただいまお述べになりましたやうな御趣旨を十分に心に入れながら、この取りきめをいたした次第であります。

ア債権の棒引きにいたしましたとしても、なおまたアルゼンチン債権のたな上げ措置にいたしましたも、はたまた對韓國、對台灣政府、對エジプトのオーブン勘定債権の非流動化に對する無策無放任、これに加えて、カンボジア、ラオス等に對する不相応の供与、なおまた經濟協力の看板のもとに行われんとするところの後進國への円借款の供与の問題、これは、文字だけ見ますと非常に美しいのです。日本がアジア諸國に對して、經濟問題においてリーダーシップをとるやうな印象を与えておりますが、しかしこの点も、相手方が外貨不足の國であり、經濟的に弱體な國柄であるだけに疑問が多いのです。それに加えて、パラグアイ國への船舶十隻の貸与の問題、私どもは何をやつてゐるかさつぱり見当つかぬのです。これらは、對外的な日本國の債権の処理であるとか借款供与と言ふよりは、岸内閣の、財閥とかあるいは有力な商社に對する変装した一つの助成策であるとする、われわれは考へざるを得ないので、今まで保守内閣の、財界との經濟政策上における結託關係を見ますと、最初のうちは、例の造船利子補給の問題で天下を驚倒せしめたところの補助金政策でやつてきたのです。次には、この点が非常に目につくやうなもので、補助金政策というものをやめまして、租税特別措置法で、年々歳々一千億圓近いものが少数の特定階層に對して減税されてゐる、こつちういふ形をとつてゐる。次の段階には、オーブン勘定で商社、メーカーの危険負担を國民に転嫁してしまふ、これからまきになさんとするものは、賠償輸出と円借款供与で、あなた

ア債権の棒引きにいたしましたとしても、なおまたアルゼンチン債権のたな上げ措置にいたしましたも、はたまた對韓國、對台灣政府、對エジプトのオーブン勘定債権の非流動化に對する無策無放任、これに加えて、カンボジア、ラオス等に對する不相応の供与、なおまた經濟協力の看板のもとに行われんとするところの後進國への円借款の供与の問題、これは、文字だけ見ますと非常に美しいのです。日本がアジア諸國に對して、經濟問題においてリーダーシップをとるやうな印象を与えておりますが、しかしこの点も、相手方が外貨不足の國であり、經濟的に弱體な國柄であるだけに疑問が多いのです。それに加えて、パラグアイ國への船舶十隻の貸与の問題、私どもは何をやつてゐるかさつぱり見当つかぬのです。これらは、對外的な日本國の債権の処理であるとか借款供与と言ふよりは、岸内閣の、財閥とかあるいは有力な商社に對する変装した一つの助成策であるとする、われわれは考へざるを得ないので、今まで保守内閣の、財界との經濟政策上における結託關係を見ますと、最初のうちは、例の造船利子補給の問題で天下を驚倒せしめたところの補助金政策でやつてきたのです。次には、この点が非常に目につくやうなもので、補助金政策というものをやめまして、租税特別措置法で、年々歳々一千億圓近いものが少数の特定階層に對して減税されてゐる、こつちういふ形をとつてゐる。次の段階には、オーブン勘定で商社、メーカーの危険負担を國民に転嫁してしまふ、これからまきになさんとするものは、賠償輸出と円借款供与で、あなた

方の立憲の基礎であるところの財界とか独占資本に対して、こういう形で一つの助成策を講じていく。私どもは、ひがみかもしれぬが、こういうふうに思わざるを得ない。だから、インドネシアの債権棒引きというものを賠償にひっかけて解決したということ、この心がけが、将来賠償輸出と円借款供与の点において、再び国民の疑惑を招くような方途にいかないとはだれも保障できない。私どもは、このことをまことに心から遺憾に存するのであります。助成金とか補助金とかいう目につくことから、外為会計というふうなわけのわからぬものをクッションにして、いろいろなことがやられてきておる。私どもはこうした点に対して、やはり保守党の閣僚諸君はほんとうに反省してもらわなければ、日本の経済は成り立っていないかぬと思う。この点で、日本はまさに危機にあると思う。外務大臣、この点に對して、あなたの所信を述べていただきたい。

してゆるがせにできないのであります。今日の世界の情勢を見てみれば、政治的な大きな動きが流れておるわけで、その間におきまして、日本が日本の立場をはっきりしていきたいと思います。東南アジアその他アジア・アフリカ・グループとも手を握って参らなければならぬのであります。そういう意味からいいますと、アジアの経済建設に同感の心持を持って、これに乏しいながらできるだけ協力していくというところは、日本外交の一つの面ではないかと思つておるのであります。むろんお話しのように、日本の財政金融事情はいいというのを申し上げかねるわけでありまして、その点、私も十分心得ておりますので、何でもただ金を貸せばいいのだ、何でもこういう問題について金で解決するのだというのを私は考えておるわけではありませんが、けれども、しかしながら、やはりある場合には、向うの非常に困つておる外貨事情なり、あるいは経済建設の過程なり、そういうものに對して同感もし、援助の手を伸べられる限りにおきましては、日本としても若干の無理はありましようとも貸してやるのが、これらの人との共感の上に立つて今後仕事をしていく上において、非常に有効じゃないかという観点に立つて、こういう問題を処理しておるのであります。決してお話しのような、賠償その他に對して有利になるようなことだけに持つていつておるわけではないことを、一つ御了解願いたいと思つておる。

が、今度の債権の棒引きをいたしたことに對して、大臣は折衝の過程において、この債権は取り立てができないという判定に立つてこの棒引きをなさつたのかどうか、この点をばつきり聞かせて下さい。

それからお、インドネシア側では、この債権に對しては、支払いをしないというのをばつきりあなたに明言したために、あなたは債権の棒引きをするというのを決意されたのかどうか、この二点について、明確に一つ答えていただきたい。

○藤山國務大臣 インドネシア側とこの債権の交渉に當りましては、御承知のようにいろいろな面を考へて参らなければならぬのであります。これを全然取り立て不能のものとするかどうかと御質問であります。これは、むろんいろいろな方途によつて、全然取り立てができないというものも申し上げかねると思つておるけれども、しかしながら、同時に、今までの長い経過から見まして、取り立てが非常に簡単なものではないということも申し上げられると思つておる。従つて、それらの両方の観点に立ちまして結論をつけたいわけでありまして、それがインドネシアの経済に非常に大きく友好的に響いていく、こういうつもりで解釈いたしておるのであります。

○石野委員 もう一問。インドネシア側でああなたに對して、その債権を支払わないというのを明言したかどうかというのを聞きましておる。

○藤山國務大臣 インドネシア側におきましては、この債権につきましても、その処理方法について、そのときに応じて、いろいろな考え方を申して

おります。もちろん棒引きにしてもらいたくないということも強硬に主張しておりますが、あるいは非常に長期な債権にしてもらいたくないということも言つておる。ただいま申し上げましたように、過程においていろいろな意見を申し述べておるわけでありまして。

○石野委員 一つ確認しておきたい。インドネシアの側では、この債権については、払わないというのを明確には言っていないというふうに理解していいのですか。

○藤山國務大臣 この債権の問題については、ただいま申し上げました通り、インドネシア側としていろいろな案を考へておつたわけでありまして。しかしながら、その一つに、払わないから棒引きしてくれという案はつきり言つたことは事実でございます。従つて、そういういろいろな点を考へました結果として、私どもは、將來のためにこれが適當であらうというので、処置をいたしたわけでありまして。

○井上委員 一、二点はつきりしておきたい問題があるのです。それは、ちやうど昨年この問題が議定されました。政府は、外貨の獲得に非常措置をとるといふ國策を推進してきた。そういう外貨獲得に國をあげて全力をあげなければならぬ事態に當面しておるときに、相手が、少々長くかかつて債権は償還してお払いをいたしたまふというのを言明しておるのに、いかなる理由によつて、日本側がこれを棒引きしなければならぬ根拠があるかということですか。しかも政府は、このインドネシアの賠償及び債権棒引きに對して、条約を結び、議定書を作つたときには、インドネシアの政情といふも

のが非常に安定しておるという一つの状況判断をいたしまして、予想以上にインドネシアの政情、経済の安定を國民に信用づけてきた。ところが、その後のインドネシアの政情は、一体どういふ事態になつておるのです。現にインドネシアでは、中央政府軍がスマトラに敵前上陸しようとしておる、そういう事態が今起つておる。そういうときに國民に對しては、インドネシアの政情、経済は絶対安定しておるという、一つの信用的外交辭令を盛んに流して、そして相手が払う——少々年月はかかりましても、借りましたものはお払いいたしますと言つておるのに、何ゆゑにさようなそを言つて、さような不見識な見通しのもとに、かような条約と議定書を締結したのであるか、その責任はだれが負うのですか、これを明らかに願ひたい。

○足鹿委員長 井上君に申し上げますが、外務大臣は、外國使臣との意見があるやうであります。なおもう一つ、参議院の外務委員会から出席を求められております。それが十二時が定刻ださうでありますから、追つてもう一回でも二回でも、都合のつく限り外務大臣の御出席を求めて審議を進めますから、一問で本日のところは打ち切つていただきます。

○井上委員 ただいま私の質問しておることは、きわめて重要でありますから、ぜひ政府側として答へ願ひたい。

○藤山國務大臣 インドネシアの政情の問題でありますけれども、インドネシアの國內、特に外領におきまして、中央政府に對する若干の不滿の動きのあることは、私どもも承知をいたしております。しかしこの不滿のおもな

のは、中央政府を転覆さす、そうしてそれ外領が独立するというような形態になるには考えられませんが、またそういう動きではないのであります。原因から申しますと、それぞれの外領があまりにジャワ島中心主義で、特に経済の諸関係の問題において、外領に薄く、ジャワ島に厚過ぎるという問題が不平の大きな一つだと思います。従いまして、今回起ったような事態も、根本的にはその立場から出ておるのであります。インドネシアが完全独立をして、せっかくインドネシア共和国として発展する際に、これを四分五裂して、それぞれ独立させようというような考え方は、いわゆる反乱軍の人たちも持っておられぬのであります。反乱軍が一応引き入れよう、あるいはかつこうというハッタ氏のごときは、全然そういう考え方はないのであります。やはりスラバヤにおきまして中央政府をジャワの唯一の政府として持つていこう、ただ経済の問題その他については、地方にある程度自治を許し、ある程度自由な裁量ができるように、いわば連邦式の方向に中央政府を改組しようというものが、大抵反乱軍の考え方でありまして、しかしながら、これらの動きに対して、西側のニュースを見ておられますと、いろいろ誇大に粉飾したニュースがきておるうちに私は思います。従ってそういう問題については、われわれは相当冷静な判断をして参らなければならぬと思つてあります。そういう意味において、インドネシア共和国の政府がそんなに四分五裂するといふふうな見通しを私は持つておられぬのであります。しかしながら、これに對しましては、むしろ

アメリカなりあるいは一部の西歐側におきまして、もうでないような見方をしておられるところもあるわけでありまして、そういうことで、ことにハッタ氏とスカルノ氏とは数回会見をいたしてありますし、そういう意味において、あるいは總理大臣がかわる、あるいは政権を担当する政党がかわるといふことはあります。外領が独立するというような状態には陥らぬ。従ってインドネシアとしては、内政の問題としてこれらの問題を一日も早く解決されていくことを希望しております。その立場に立つて日本が賠償問題も解決し、また将来の経済発展のために協力し、平和条約も作って、現インドネシア政府と十分に緊密な連絡をとって参ることが必要だといふ観点に立つてやられたわけでありまして、私の観測が誤りであれば、それに対しては私も責任をとらざるを得ないのであります。

○足鹿委員長 井上君に申し上げます。先ほど申し上げた通りでありますから……石村英雄君

○石村委員 それでは、外務の特別会計の件で従つてお尋ねいたします。政務次官にお尋ねしますが、なぜインドネシアの焦げつき債権なるものが六千万ドルで出た、今日のようになつて七千万ドルという膨大なものになつたか。この間通産省は、貿易協定のことも御存じと思いますが、金はそれなによい、日本の品を外国に売らせようという考えでどんどん輸出させたのであつた。通産省としての見解を明らかにしていただきたいと思つております。

○小笠政府委員 私どもとしては、輸出貿易の振興をはかることもより当然でございます。それが回収される

ことは当然考えておるのであります。が、ただインドネシアの問題につきましては、ちょうど六千万ドルの支払いの協定ができて、その翌年の第二年度に至りまして、輸出額が一挙に一億四千万ドルという数字が出たのであります。ここに一億ドル以上の債権が出たことが、この大きな債権を作つた一つの理由であります。私どもは、いましましたように、輸出の制限といひますか、調整措置を講じて、その後の増加を極力押えることに努力いたしましたのであります。何と申し申しても、既契約の關係がござります。そこで既契約の關係が若干ふえて参つた、こゝういふ状況に相なつておるのであります。

○石村委員 なるほど契約は、日本としても果さなければならぬと思つて、す。しかし、金をもらふといふことも、向うの契約にあるはずであります。こつちの契約だけを正直に守つて、金をもらふ方は一向かまわぬといふような、そんなばかんな契約の守り方が一体あります。占領軍から引き継いだときは六千万ドル、これでさえケリをつけなければならぬのに、そのケリもつけずに、最後には一億七千六百九十九万ドルというふうな膨大化した。それを既契約だからといふことで――なぜならう方の既契約は主張しないのか。

○小笠政府委員 私が申し上げましたのは、協定の五三年七月から五四年六月までの間、すなわち六千万ドルを五回に分けて分割払いをするといふこと。第二年度になりまして、日本からの輸出が一億四千万ドルという巨額の数字が出たのであります。

第二の増加いたしました原因は、協定の第三年度、すなわち五四年の七月になりまして、支払いの時期になりました。支払いがでないといふことに相なりまして、輸出入規模の均衡を保持するよう努力をいたしましたのであります。この努力をいたしました五四年七月から五五年六月の間に、おきまして、なおインドネシアとの既契約がござりまして、約千四百万ドルばかりが出た、こゝういふふうな状況から債権額が大きくなつた、こゝういふふうに申し上げたのであります。国内の取引におきましては、第二年度のインドネシアとの既契約關係を履行したために千四百万ドルというものが続いた。こゝういふことから債権の額がふえて参つた、こゝういふふうに申し上げたのであります。

○石村委員 どうも小笠政務次官の説明は、われわれしるすには納得いかない。インドネシアに対する契約だ、そうしてそれは輸出しなければならぬといふのです。日本はインドネシアから金をもらふといふ契約を同時にしておるのであります。金をもらわずに輸出する契約があるはずはないでしよう。金をもらわずに輸出しなければならぬといふ協定が何かあるのですか。インドネシアが金を払わなくても日本は輸出しなければならぬ、そんな協定でもあれば、それはしやうがないといふこともあるが、そんなばかんな協定が一体あるのですか。二十七年に六千万ドル、二十九年六月末には一億六千二百万ドル、二十八年から二十九年にわたつては輸出がふえたのでしやうが、輸出をふやすといふことは、同時に一方では金を

もらふといふことだと思つて、輸出するのは契約だ、金をもらふのは契約でない、そんな契約はないと思つて、まことにお人よしといふか何といふか、わけのわからない契約をしたものだと思つて、輸出をして金はいただきませんといふのは、最初から贈与の契約で、棒引きなんという議定書は必要ない。

○小笠政府委員 その点につきまして、御承知の通りに、その前にインドネシアとの間に貿易及び支払いに関する協定ができておりました。三段がまゝで支払いという内容を持っており、また協定ができておる、その協定に基づきまして輸出をして、たまたま支払いが滞つてきた、こゝういふことであります。当初から支払いといふことを頭に置いて輸出をやつておつた、これは私は當然だと思つております。

○石村委員 そこで、なぜ滞つたのか、三十二年の秋までほとんどふえたかといふのです。途中でちよつと減つたことがありますが、三十二年の最後になつてみると、一億七千六百九十九万ドルにふえて、どうもそこがわからない。契約だ、あるいは向うが履行しない、こゝういふ話ですが、大体清算協定といふのは、貿易のバランスをとるための清算協定だと思つて、こんなに残がふえていくといふことは、バランスがとれていない証拠だと思つて、その間通産省は、契約が履行されないならさえないで、何らかの措置をとらなければならぬと思つて、インドネシアの物を買ふのには、あるいは高く買ふ、少々インドネシアの砂糖が高くて、棒引きにしてただにするより買つた方が得な

うものは、これは外為特別会計の中で起きた損失とか何とか、そういうものではなくて、そうじゃない面からくるからこういう措置をしなければならぬというふうに理解されておると思いますが、その通りに御理解なさっておりますか。

○一萬田国務大臣　私は、今回の処置によりまして、外為会計のうちに置きまして、その資産の減額をしなければならぬ、こういうことと考えております。それを法律によっていたそう、かように考えております。

○石野委員　外為会計の資産の減資をしなければならぬということからきています。その問題については、あとでもう一度お尋ねしますが、こういう減資をしなければならぬ原因になっている、インドネシア債権の放棄をしなければならぬというふうにあなたが認定された、その理由をちょっと聞かしていただきたい。

○一萬田国務大臣　これは、私は広く考えなくてはならぬと思います。それは、戦後において、東南アジア諸国と日本の国交が漸次回復いたしております。特にインドネシアとの国交の回復については、この国と日本との経済関係が将来においても大きいというよう

な見地から、韓野の希望は特に私に熱心であつたと考えるのであります。しかし、この重大な日本とインドネシアとの国交を回復するには、どういふふうなことがまず解決されなくてはならぬかという点に問題があると思ひます。これをやるためには、まず賠償の問題、それから多年にわたつて両国の係争になつておる、いわゆる貿易から生じておる日本の対インドネシア債権

の処理も考えなければならぬ。そうして平和条約もやる、通商航海条約もやる、一切を含めてここで解決をする、そういうような見地から、今回のいわゆるインドネシア債権に対する処理を行なつたわけでありませう。

○石野委員 インドネシアと日本との間に、賠償問題も解決しなければならぬし、平和条約の締結もしなければならぬ、これから後の国交を友好的に持つていくために、いろいろの措置をしなければならぬ、これはわれわれも真剣に考えます。そこで、そういうために焦げつき債権の棒引きをするというところが、どういふふうに有効に働くかという問題なんです。もしこの焦げつき債権を棒引きしなかつたら、どういふ結果が出たんですか。

○一萬田國務大臣 私は、棒引き債権をしなかつたらどういふふうになるかというのを、ここで仮定的に申し上げる筋ではないと思ひますが、おそらくこういふことがないと思へば、日本とインドネシアとの国交の回復というものは、困難であつたらうといふことは言えると思ひます。

○石野委員 昨年の七月の中ごろにジュアンダ首相から、インドネシアの賠償に関する意見が出ていると聞いてるんです。当時新聞は、このように報じておる、日本側のインドネシアに対する貿易じりの焦げつき一億七千万ドルは、日本が放棄するといふ従来の考え方をとらず、インドネシア側がこの貿易上の債務を賠償と別個に日本に對して支払うといふことを、ジュアンダ總理から岸總理のところへ文書として来ておる。インドネシアは、賠償を別個に支払うといふ意思をはっきりし

ておるし、先ほど外務大臣も、インドネシアの方では、別にこの債権については払わないといふことを言つたことではないのだ、こういふふうにはつきり言つておられる。別段この焦げつき債権といふものを棒引きしなくても、賠償問題については一向に差しつかえなかつたのじやありませんか。何かこれをやらないうといふと、賠償の交渉は成立しなかつたのですか。

○一萬田國務大臣 賠償の交渉がどう、これは、私直接関知いたしておりませんが、私が先ほどから申しますような日本とインドネシアとの国交、それから経済的な双方の繁榮を促進していくという見地から、今度の処置に賛成をいたしたのであります。むしろこれは債権として残して、そういう国交というふうなことも今せずに、あくまでこれを取り立てるんだ、こういうふうな考え方も一つの方法でありましよう。それが何十年先に済済が出来るかわかりません。その間日本とインドネシアとの関係は一切断つていくといふようなことも覚悟してやるなら、これも一つの行き方でありませう。私は、だからこつた債権がある以上、債権の請求ができていふよりなことは一切申しません。ただ日本とインドネシアの国交の関係を考え、大局見地に立つた場合に、どういふふうに処理するのとが最も日本のためにもなり、インドネシアのためにもなる、こういふふうな

特にこの場合においては、日本のためになる、プラスになる、こういふ見地から判断をいたしたわけでありませう。

○石野委員 インドネシアの方で、この焦げつき債権はもう払わないといふことを強く意思表示しておる場合であれば、今大臣の言うようなことをわれわれはすなおに聞いて、それなら確かにそういふふうにしてやつた方がけつこりなことだといふふうには思ふのです。しかし向うの方では、これは賠償とは別個に、長期にはなるだろうけれども払いませう、こういふことを言つておられます。何とあなたが大蔵大臣の立場で、そういふふうによけいな考え方をしなくてもいいじやないですか。

○一萬田國務大臣 この債権を払いませうといふ、そういう先方の申し出は、私は存じませう。

○石野委員 それでは向うは支払わないと言つたのですか。

○一萬田國務大臣 大体、従来の経過からすれば、この債権の取り立てはきつめて困難であるといふことは申し得たのであります。

○石野委員 きつめて困難な場合は、大蔵大臣は、いつでも債権を棒引きするのですか。

○一萬田國務大臣 そういふわけではないことは、先ほどからくぐれども申し上げて、何回も申しております。これは、日本とインドネシアとの大局的見地に立ちまして、双方の国交をなすべきすみやかに回復する、この朝野の要望にこたえるためにはいかにするか、これを、平和条約も通商航海条約も賠償もこの債権も、一切の關係において解決するのが妥当であるといふ見地に立つたといふことを申し上げております。

○石野委員 あなたは、朝野の要望にこたえてやるのだという。しかし、だれも棒引きにせよといふことは、国民はそんなに要望してないのです。しかもインドネシアの方では、その棒引きを要求してくるというわけでもない。あなたがこれをやるのには、やる理由があつたと思ふのですよ、はつきり言つたらいいでしょう。この棒引きをしなれば、賠償の話合いは進まなかつたのだといふことを言うなら、われわれはそうかと聞くのだ、それならそれのようにまた考えられるのです。国会に対して明確なことを言ひなさいよ。

○一萬田國務大臣 先ほどから申した通りであります。これは幾ら繰り返しても、私はその信念と見地に立つておるのであります。そうしてそのことにつきましては、これは法律にもよりまじ、また協定の方は、国会の御審議にお願いをして、そうして国民の御審議にお願いをする、かような手續をとつておるわけでありませう。

○石野委員 お尋ねしますが、今わが国が外国に持つてゐる債権はどういふものがあつて、そしてまた現在、五年か三年くらいは債権で非常に新しいものばかりなのか、それとも明治時代、大正時代からの債権、債務もあるはずだと思ふのだが、そういうものはどういふものがありますか。

○一萬田國務大臣 これは、正確に申し上げるべしと間違ひを生ずるおそれがありますから、事務当局からお答えいたさせませう。

○正示政府委員 ただいま大臣からお答えになりました對外債権でございませうが、これは正確を要しますもので、取り調べまして、数字をはつきりお示しいたしたいと思ひます。

○石野委員 数字はあとでよろしい。現在相当長期にわたる債権は持つておるのですか、いないのですか、その点をお聞きしたい。

○正示政府委員 ただいま私の記憶しておりますものでは、あまり大したものはないように記憶いたしてあります。その点はお示しをいたします。

○石野委員 大臣に一つ聞いておきたい。日本では、明治時代からの外国に対する債権、債務も残っているのだ。そういふ債権があつても、まだ根気強く、そういふ債権は債権として持ちながら、国の富を少しでも減らさないようにしようといふ考え方をしているのです。それにかかわらず、今インドネシアの問題については、向うが別に払わないといふわけでもないし、これを棒引きしなくても、向うでは文句は言わないのですよ。将来の国交を友好的に進めるために棒引きしたら、それが直接どういふふうな利益をするかといふことを、私が先ほど尋ねてゐるのです。これはおそらく賠償交渉が、これをやらないうと進まなかつたといふことではないかといふことを、私はあなたに聞いてゐるわけなんです。もしそれでなければ、こういふことを棒引きしなくても、国の債権を何も減らす必要はないのですよ。債権を棒引きするといふことは、われわれが商法上考へるところの棒引きとかなんとかいふことは、その客體となるものがなくなつたときとか、もうどうしても支払い能力が絶対にないときに判定を下すものであつて、インドネシアは厳然としてまだあるのです。今すぐ取り立てられなくても、十年先に取り立てたら、国の富はそれだけ残るのではないですか。そういふことがはつきりしておるのに、何も大臣は——国の富の管理者であるあなたが、簡単にそういふふう

に放すのですか。向うの方で、どうしてもこれを棒引きしなければ賠償交渉にも応じないし、平和条約の締結もしないのだ、こう言うのならば、われわれは考えなくちやいかぬ。だけれども、いやしくも六百億という膨大な金を、やはり賠償ではないのだ、ただ単なる友好的関係を増進するためにいうことの理由だけではちよつと納得がいかないから、そういう点をばつきりしてくれと言っているのです。大臣、その点をもう少しはつきり言つて下さい。

○一萬田國務大臣 先ほどから私はきわめて明瞭に申し上げておると思つてありますが、賠償を払ふということも、それ自体が目的ではない、賠償も、日本とインドネシアとの国交を友好にするというために解決しなければならぬ一つの問題である、債権についても、またしかりなんです。これは、要するに日本とインドネシアとの国交をすみやかに回復して、平和な状態に入り、経済関係がうまくいくように、通商航海条約も結んでもらわなければいかぬ、こういうことも、その目的に對する幾つかの柱だ、私はかように考へております。

○石野委員 先ほど外務省の説明員の説明によると、向うはとにかく四億ドルの賠償の要求をしたのだ。しかし日本の方からの何かが、どうしても二億ドルしか払えない、その差については何とか工面しなければならぬから、これを賠償としては払えないから、仕方がないから、その他のこと、借款とか経済援助とか、いわゆる焦げつき債権の棒引きとかいうことで考へているのだという話があった。だから、そういう関

連性を持つていふことを先ほど言つたのです。しかも、われわれインドネシアと日本との関係については——戦争中被害を与えたものに対して、それにこたえるための行為も一つ必要だし、それと同時に、平和条約を締結することによつて、今後経済関係を緊密化させることも一つの考えなければならぬことだ、こういうふうに言つたわけでありませう。賠償という問題は、戦争中の被害についてこたえるのが賠償ですよ、戦争中被害も何も与えていなかったら、別に賠償なんか払ふ理由はない。戦争によつて与えた被害について日本国民が負わなければならぬものとして、賠償をわれわれはインドネシアにやらなければいけない、こういう事例になつていふのです。われわれは、そういうような意味から考へますと、賠償の要求が向うから四億ドルあつて、そして今この棒引きになる一億七千数百万ドルというものを考へない場合に、この四億ドルの要求された賠償問題を日本とインドネシアとの間で完全に解決できないという事由があつた、こういうふうなわれわれは理解しておるわけなんです。もし国会の法律によつて、平和条約なりこの問題が多數決できまつてしまへば、それはそのまま外為會計の方でも落ちるし、またインドネシアの方でもよろしいといふでしょう。しかし、もしそれが落ちない場合には、賠償問題は不調になるといふようなことは出てこないのですか、その点、はつきりしていただきたい。(外務大臣に聞いてくれ)と呼ぶ者あり) 外務大臣がいないから、大蔵大臣に聞いておるのです。

○一萬田國務大臣 これは、先ほど申しますように、交渉自体については、私は何ら直接タッチいたしておりません。これは直接の責任者にお聞きを願ひます。

午後一時三十分まで休憩

午後四時四十分休憩

午後一時五十分開議

○足鹿委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

去る二十六国会より継続して審査いたして参りました平岡忠次郎君外十二名提出の酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきまして提出者より撤回いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よつて許可することに決しました。

○足鹿委員長 次に、去る第二十六国会において提出され、以後引き続き本委員会に付託されております平岡忠次郎君外十三名提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに去る六日付託に相なりました横山利秋君外十三名提出の夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案及び平岡忠次郎君外十三名提出の租税特別措置法の一部を改正する法律案の三法律案を一括して議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取することといたします。

平岡忠次郎君

租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、第二十六回国会衆法第四六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(勤勞事業についての事業所得計算の特例)

第二十七條の二 勤勞事業を営む個人の事業所得については、各年において、その事業所得の金額が百萬元以下である場合に限り、当該金額から当該勤勞事業から生ずる所得の金額の十分の二に相当する金額(その金額が六万円をこえるときは、六万円)を控除した金額を事業所得の金額として、所得税法の規定を適用する。

2 前項において「勤勞事業」とは、常時使用する従業員の数が十人(商業又はサービス業を主たる事業とする個人については、二人)以下の個人が営む所得税法第九條第一項第四号に規定する事業で金融業、風俗営業(風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二十二号)第一条に規定する営業をいう)その他政令で定める事業以外のものをいう。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

4 第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第二十七條の二の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に昭和三十三年分の所得税につき所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年度の所得税につき所得税法第四十四條第五項において準用する同法第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に所得税法第四十四條第五項において準用する同法第四項第一項から第三項まで又は同法第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき改正後の租税特別措置法第二十七條の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同法第七項及び第八項、同法第三十二條第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合に

において、同法第三十二條第三項において準用する同法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第号）の施行の日」とする。

理由

勤労事業の特殊性にかんがみ、勤労事業に係る事業所得の計算について特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約四十億円である。

夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案

夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律

個人が、給与の支払者から夜勤手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十八条の規定に基いて支給される夜勤手当をいう。）又はこれに類する給与で政令で定めるもの（以下「夜勤手当等」と総称する。）の支給を受ける場合においては、その夜勤手当等については、所得税を課さない。ただし、当該夜勤手当等の勤務一時間当りの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当りの給与額として計算した額の百分の二十五をこえる場合においては、当該夜勤手当等のうちそのこえる額の合計額に相当する部分については、この限りでない。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行し、同日以後の支給に係る夜勤手当等について適用する。

理由

夜勤手当の特質にかんがみ、夜勤手当には、所得税を課さないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第五号）

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 協同組合の課税の特例（第五十八條―第六十一條）」を「第四節 協同組合等の課税の特例（第五十八條―第六十一條の二）」に改める。

第三章第四節の節名中「協同組合」を「協同組合等」に改める。

第五十九條第一項中「第六十一條」を「第六十一條の二」に改める。

第三章第四節第六十一條の次に次の一條を加える。

（労働金庫等の留保所得の非課税）第六十一條の二 労働金庫及び労働

金庫連合会が、各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資の総額の二分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。）については、当該各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行し、法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

理由

労働金庫の運営の現状にかんがみ、労働金庫の出資の総額の二分の一に相当する金額までの留保所得については、法人税を課さないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約二千三百万円である。

○平岡委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案の理由を御説明いたします。

まず租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国の所得税法によれば、給与所得者については労働者控除が認められておりますが、申告所得者については何ら特別の控除がない状態であり、この際事業所得者についても、勤労性の強い事業については、特別の控除を認める必要があります。この法律案は、勤労事業を営む個人の事業所得については、各年においてその事業所得の金額が百万円以下である場合に限り、当該金額から当該勤労事業から生ずる所得の十分の二に相当する金額、ただし最高六万円を控除した金額を事業所得とするものであります。またここでいう勤労事業とは、常時使用する従業員の数が十人以下、商業、サービス業を主とするものについては二人以下の事業で、金融業、風俗営業を除くこととしたしております。

次に、夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。深夜十時から早朝の五時まで、官庁、民間産業を問わず、業務の必要に応じ、勤く夜間勤務労働者の夜間労働に対して支給される金額は平均して僅少であり、実費支弁的な内容をもっているにかかわらず、一般給与と同様の税率が適用されております。夜間勤務の特例は今さら言うまでもありませんが、肉体的、精神的な疲労がひどいものがありまして、人間として不規則な生活を重ねる結果、回復し得ない疲労が残る、平均年齢についても影響あることは、すでに統計にも明らかであります。

従つてこれらの者について、税制上からも措置すべきであるとの意見は数年来からございまして、すでに日直

料、宿直料として支給されているものにつきましては、二十九年一月一日以降課税しない旨を、国税庁長官から通達が発せられております。しかるに、実際に働いている労働者の夜勤手当等について同時に考慮ができなかったことは、大蔵省として当時調査中として、時間の関係上からとはいへ、不均等なものであると言わなければなりません。関係者の痛嘆しているところでございます。

夜間勤務者の種別、階層、金額など調査してみても、まことに気の毒であり、収入する夜勤手当等は、夜間勤務者が夜食とするシナをば二は分に該当するくらいのものであります。この際実費支弁の意味において、非課税とする立法措置を講ずる必要があると存じます。労働基準法におきましては、夜勤手当は最低百分の二十五としておりますが、率によつて恩恵が区々にわたるのを避けるために、この特例の限度率は基準法通りの百分の二十五としたしております。

またこれが適用されるのは、警察官、看護婦、交通労働者、その他民間産業にあつては労働者を守つて勤く夜間勤務者などでありまして、その大きな金額にならないものと推定をいたします。このくらの金は、政府において十分措置し得ると考える次第であります。

今日税制の特例は、各方面にわたって行われておりますが、それらはほとんどが大企業、大口所得者に対するものでありまして、日本産業の基礎となつております労働者に対する恩恵は、ほとんど皆無であります。何とぞ御審議の上、深夜勤として産業復興、公

共、治安、病人の看護、交通安全に携つております男女労働者諸君に対し、深甚の考慮を払われまして、すみやかに可決されんことをお願いする次第であります。

最後に租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、わが国における労働金庫の役割は日増しに増大しておりますが、労働金庫及び労働金庫連合会の運営はまだ十分であるといふことはできません。労働金庫の発展のためには、その内部留保を充実させることが当面の急務であります。この観点に立つて、ここに労働金庫及び労働金庫連合会が、各事業年度において、その所得の全部または一部を留保したときは、その留保した金額が出資の総額の二分の一に達するまでは、当該事業年度の所得に対する法人税は課さないこととする改正案をここに提案いたしました。

以上租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。

○足鹿委員長 次に、去る五日予備付託に相なりました内閣提出の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を聴取することといたします。一萬田大蔵大臣。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)」を「地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」に改める。

第十一条第一項中「第六條の規定の適用を受けた物品を」とを「契約者等以外の者(以下次条において「合衆国軍隊等以外の者」という。)に対し、第六條の規定の適用を受けた物品の譲渡に改め、「本条の下に「及び次条第三項」を加え、ただし書を削る。

第十二條の見出しを「(免税物品の譲受の際の関税の徴収等)」に改め、同条第一項中「合衆国軍隊」を「合衆国軍隊等以外の者、合衆国軍隊に、及び契約者等以外の者が」を「若しくは契約者等又はこれらの者であつた者から」、「及び関税定率法」を「関税定率法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律並びに酒税法第四十五條及び第八章中同条に係る部分」に改め、ただし書を削り、同条第四項中「第一項」を「前各項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第六項とする。

この場合において、第二項及び内国消費税については第一項の規定又は第三項の規定により当該物品につき関税及び内国消費税を徴収したときは、当該物品は、第一項の規定により適用することとされる関税法第六十七條の規定による輸入の許可があつた貨物とみなす。

第十二條第二項中「前項において準用する」と第一項の規定により適用することとされる「に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 合衆国軍隊等以外の者が前項の規定により適用することとされる関税法第六十七條に規定する輸入の許可を受けないで同項に規定する物品(同法第七十條第三項又は第七十一條第一項の規定により輸入を許可しない物品を除く)の譲受をした場合(当該物品につき、同法第六十八條その他の法令の規定により没収又は追徴が行われた場合及び同法第三十八條又は同法第六十七條)第十四條の規定による通告処分(履行があつた場合を除く)においては、その関税に付する規定にかかわらず、その譲受人を当該物品に係る関税の納税義務者とし、その関税(同法第八十五條第一項の規定により充当する場合の関税を含む)は、当該物品の譲受の日において適用される法令並びにその時の性質及び数量により算出した額により徴収する。

3 前項の場合において、同項の物品のうち自動車その他法令で定めるものにつきその関税及び内国消費税の完納前に更に譲受をした者があつたときは、その者は、その関税及び内国消費税につき同項の譲受人と連帯して納付する義務を負ふ。その他の同項の物品でその性質、形状等により明らかに外国産品であると認められるものにつきその関税及び内国消費税の完納前に更に譲受をした者がその譲受又は譲渡を營業とする者であるときも、また同様とする。

4 第二項に規定する輸入を許可しない物品を所有し、若しくは所持している者がある場合又は前二項の規定の適用を受ける者がこれらの規定の適用を受ける物品を所有し、若しくは所持している場合においては、税関長は、これらの者に對し、政令で定めるところにより、期限を指定してこれらの物品を保税地域(関税法第三十條第二項の規定により税関長が指定した場所を含む。以下次項において同じ)に入れることを命ずることが出来る。この場合において、これらの物品のうち前二項の規定の適用を受けるものの関税及び内国消費税につき納税の告知がされないうときは、税関職員は、すみやかに納税の告知をしなければならぬ。

5 前項の場合において、同項の物品がその指定された期限までに保税地域に入れられなかつたときは、税関職員は、当該物品を保税地域に入れ、その運搬及び保管の費用を、当該物品につき同項前段の命令を受けた者から徴収することと出来る。

第十二條に次の一項を加える。

8 第三項の規定により納付すべき関税については、関税法第百十條の規定は、適用しない。

第十三條中「並びに第八條本文の規定により又は第十二條第一項の場合において関税法を」、「第八條本文又は前条第二項若しくは第三項」に改め、「関税」の下に「並びに同条第五項の規定により徴収する費用」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該費用は、関税に先だつて徴収する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律第二條第一項の規定の適用を受けた物品で、同項の規定により適用することとされる関税法第六十七條の規定による輸入の許可を受けていないものについては、なお従前の例による。

3 前項に規定する物品については、同項の規定によるほか、改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の臨時特例に関する法律(以下「新法」という。)第十二條第二項中関税法第六條の規定に係る部分、新法第

費用を、当該物品につき同項前段の命令を受けた者から徴収することと出来る。

十二条第四項及び第五項並びに新法第十三条中同項に係る部分の規定を準用する。

理由

合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品が譲渡された場合における関税法等の適正な執行を図るため、これらの物品についての関税及び内国消費税の徴収等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○一萬田國務大臣 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品が譲渡された場合における関税法等の適正な執行をはかるため、これらの物品についての関税及び内国消費税の徴収等に関する規定を整備しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、合衆国軍隊の構成員等が免税輸入した物品が譲渡された場合の納税義務者につきましては、現行規定によりますと、譲り受け人から申告がなければ関税の徴収ができず、また、その後の転得者に対する徴税についても解釈上疑問の余地があったのであります。これを、この際納税義務者に関する規定を整備するとともに、税関の許可を

受けないで免税輸入物品を譲り受けた場合には、申告を待たずに一方的に告知、徴税できることとしようとするものであります。

次に、未納税の譲り受け物品の処理につきましては、従来においては、譲り受けの申告を指導する以外に法的な強制方法がなかったため、関税法規の適正な執行に支障があったのかんがみ、納税義務のある者がこれらの物品を所有し、または所持している場合及び法令の規定により譲り受けの許可をすることができない譲り受け物品を所有し、または所持している者がある場合には、これを保税地域に入れることを強制できることとしようとするものであります。

なお、法律改正前に許可を受けないで譲り受けられた免税輸入物品については、原則としてなお従前の例によることとするが、申告を待たずに徴税できる点及び保税地域への搬入を強制する点については、改正法の規定を準用することとしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○足鹿委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。各法律案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

○足鹿委員長 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする

繰入金に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。神田大作君。

○神田(大)委員 まず議事進行について、一言委員長に申し上げます。御存じの通り、社会党は一応入っているようですが、自民党は、藤枝先生ただ一人というふうなこと、こういう委員会

の行き方を続けておったのでは、これは、委員会の権威に關することでございますから、今後は、委員長から嚴重に自民党に申し入れをして、過半数に達しない限りにおいては、委員会を開かない、こういう強い態度をもって自民党に申し入れをしてもらいたい。そうでなければ、このように出ている人は、一生懸命委員会をやっておるが、

ところが出ていないで、選挙区を回っているような人がおつては、どうもそういう不均衡な議事の運営では困りますので、この点、よろしく委員長から責任あるところの御忠告を願いたいと思ひます。

それでは、私はこの前の食糧に關する問題につきまして、大蔵大臣がおりますから、大蔵大臣に伺いますが、私の方からは時間の關係もありますので簡単に質問しますから、大臣も、一つ簡明に、しかも明確に御答弁願ひたい。

今度食糧管理特別会計法の一部改正の法案というものを出示しましたが、これによりまして、今度は調整資金というものを作つて、食糧管理特別会計の運営資金にするというふうなことでありますけれども、これは財政法から申しますと、このように年度内におけるところの歳入を年度を越しても使用するというふうなやり方は、財政法十

二条に違反するし、また財政法四十四条によつて、特別の資金を設置することができると弁明しますけれども、これは、その四十四条の趣旨に沿うものではないとわれわれは考えるのでございしますが、大臣は、いかなる考えをお持ちであるか、お尋ねを申し上げます。

○一萬田國務大臣 まず、この資金を設ける必要が生じたので、従つてそれには経費が要る、この経費を三十二年度の方から繰り入れをする、こういうことになるのであります。これは、私何も財政法十二条ですか、これに反することは無いと思つております。それからこの資金自体は、お話が

ありましたように、財政法四十四条に基くものでありますから、この資金がその当年度に消費されないということ、これは当然だ、私は初めから予定されておるもの、かように考えております。

○神田(大)委員 法的にそういう解釈をするのもあるかもしれませんが、私も、そういう大臣の考え方である、いろいろな資金を作つて、それを年度内の歳入で年度外の支出に充てるようなことがたくさんできるようなことになりまして、この法文を廣義に解釈しますと、いわゆる財政が放漫に流れるのじゃないかと思つてございしますけれども、そういうふうな理由をつけ、これからどんどん特別な資金を積み立てて、いわゆる四十四条に基く調整資金とか、あるいは資金の保有というものを認める考えであるかどうか、お尋ねします。

○一萬田國務大臣 さうでありませう。これは、私はぜひとも必要のある場合に限つて考えていくつもりをいたしております。

○神田(大)委員 この食糧特別会計の場合は、それほど必要があるとお考えでありますか。今まで赤字が出た場合は、一般歳入から繰り入れておつたのでありますけれども、そういうふうなやり方でも何ら差しつかえないのかかわらず、今度はこの特別会計法の改正でもつて、不足を一般会計から繰り入れるというふうなことを全然削つて、

それとしてこの調整資金を作つたということについては、非常な疑義をわれわれは持つておるのでありますけれども、特別な事情というふうな事由をかぶせるだけのものがあるとお思ひになりますか、お尋ねします。

○一萬田國務大臣 この食糧に入れた今回の調整資金は、昨年あたりから特に食糧会計について議論がやかまして、そのうちでも食糧会計の勘定を区分して、その間の収支關係を明らかにしろという議論があつた。もう一つは、従来食糧に赤字が出ました場合に、糧券等で泳いでいつている、これは食糧会計の健全性を害する、こういうふうな意見が強くありました。そういうふうな關係から、まず年度途中においてなし得べきことは、この食糧の赤字を運転資金で泳いでいくということ、これを改めるということが急務であると考えまして、食糧の運転資金を補強する意味におきまして、この資金を置いたのであります。むろんこの勘定において益があれば、この資金に繰り入れる、こういうことになっておりますから、経理の扱いをいたしまして、食糧に損が出ればこの資金から落す、かように考えておるのであります。特に

食糧の赤字の補てんというところにつきましては、かりにこれを予算主義的に前もって入れるということにいたしますと、もう申すまでもないことであるが、まず生産者米価とか、あるいは米価の価格の決定がおくれる、あるいはまた買入れ数量というものの見通しが必ずしも確定しない、さらにまた輸入食糧に至っては、どういふふうに入りができるのか、あるいはまた価格がどうなるか、これもはっきりしないというところで、なかなか実行できない。それから決算期が済んでから入れるとなると、その間の赤字をやはり糧券で泳いでいかなければならぬ、そういう不便がある。こういふふうな双方の不便を考へまして、一面と申しますか、主として食糧会計の運搬資金の補強であるが、経理の取扱ひの上において、食糧の赤字をやはりこれから落すという扱いにいたしますと、まあ私は、今までに比べて、食糧の経理の上において非常に経理がよくなる、かように考へて、そうして、こういふ事例はほかにはそうたくさんないから、特に悪例ということにはならないであらう、こう考へておるわけでありませう。

○神田(大)委員 農林大臣にお尋ねしますが、今度の米価の決定に對しまして、予算米価が一萬二百円ということになつておられます。去年は実買米価が一萬三千二百二十五銭生産者手取りに払われておりましたが、このように低く予算米価を組んでおられますけれども、これは、一体どのような基礎に立つてこの予算米価を作つたのでありますか。

○赤城國務大臣 予算米価につきましては、従来の例のように、パリティ方式で予算米価を決定いたしましたのであります。

す。そこで、最近のごく近い年の三十一年の米価が非常に適當な基準であるといふふうに見まして、その三十一年の米価に對しまして、パリティ方式によつて計算したのが一萬二百円でありませう。昨年の予算米価は、御承知の通り一萬円でありましたが、今年は、昨年と計算方式は同じであります。基準年度をごく最近の年にとりまして、それにパリティ指数をかけたもので、一萬二百円といふふうに計算が出たのであります。

○神田(大)委員 パリティ方式による基本的態度は変わらないといひますけれども、その取り上げ方において、やはり年度を変更した、その年度を変更したために、生産者に不利益な影響を及ぼすおそれがあると思ひるのでございませうけれども、大臣はどうお考へになりますか。

○赤城國務大臣 御承知の通り、實際に米価を決定するのは、米がでるなるたけ近いときがいいわけでありませう。でありますので、六月ごろに米価審議會の諮問を経て、その上で定める方が、パリティの計算上も、あるいはまた實際にも當てはまるといふことで、米がでる近い時期に實際の米価を決定されるわけでありませう。であります。

○神田(大)委員 今予算の提出時期においては、パリティ指数等も、今年の六月等の見通しがなかなか困難であります。でありますので、予算提出に近いときのパリティ指数で予算米価をきめるといふことでありますから、予算米価そのものが實際買入れの米価になるといふことは相なつておりませう。ことに、御承知の通りだと思ひるのであります。そういう意味におきまして、實際の米価は変更があり得る、こういふふう

うに思つておりますので、一萬二百円の予算米価は、去年の予算米価に比較して二百円上つておるのでありますから、生産者をさういふふうな意味を持つた計算ではないのであります。

○神田(大)委員 そうしますと、實際においては六月ごろに米価審議會を開いて、その米価審議會の議を尊重して實際の米価をきめていく、そういうふうな了解してよろしうございませうか。

○赤城國務大臣 六月ごろになりますれば、今お話し申し上げましたように、六月ごろに開いたパリティ指数もできますし、米価審議會においていろいろ論議がなされようし、その結論を待つてきめるといふことが適當だ、こういふふうに私考へております。

○神田(大)委員 私は、農家が米作を準備する用意——現在に予約集荷制度でございませうから、一体ことしの米価はどのくらいになるのだといふようなことを、やはりある程度見當をつけ、そうして作付といふものはしてきつたと思ひのであります。もちろん六月の實際に即した米価になることはけつこうでございませうが、できるだけ早くその米価の基本線といふものを、つきりと農民にのみ込ませるといふのが、やはり農政の本義じゃないかと思ひますけれども、そういう意味合いにおきまして、できるだけ早く政府の考へ方を知らす必要があると考へますか、いかがでございませうか。

○赤城國務大臣 今のお話はごもっともだと思ひます。そこで、そういう考へ方で、戦争中に内田農林大臣のときでしたか、實際の作付前に早く米価を決定したことがあるのでございませう。ところが、先ほど申し上げましたよう

に、事情が變ることがありまして、あれがうまくいかなかつたことも御承知だと思ひます。そういうこともありますので、ともかくも予算米価において、これは、昨年より二百円上つてゐる、またこれが一定の基礎において算出されておりますので、生産者においても、予算米価において去年より上つておるといふことは、米価審議會等の価格決定においても、こういふ要素が含まれてゐると申しますか、見通しは、今の農家においてはつきのじやないか、こう考へます。でありますから、あまり早く實際の米価をきめるといふ考へ方、賛成でありますけれども、算定の基礎が非常に不十分でありますので、今やつてい

ますように、予算米価は、米価審議會の議を経て、そのころに實際買入れの米価をきめるといふことが適當だ、こういふふうにお考へております。

○神田(大)委員 ある程度早くきめましても、いわゆるバック・ペイをするといふことでありますれば、これはそういう欠陥は補うことができるのだ。最近政府は、このバック・ペイをしないやうな、何かと理屈をつけて、こういふ當然農民に支払わなくてはならぬところのバック・ペイの問題を漏しておるようでございませう。農政通といわれ、また農民から非常に信頼されておる赤城農林大臣は、この問題についてどうお考へになりますか。

○赤城國務大臣 やはり一応支払うべきものは、はつきり価格をきめてい

た方がよいのじやないか。腰だめの価格をきめて、足らなかつたらふやしてやる、少し高かつたらバック・ペイするといふやうなことではない方がやはり合理的であり、一つの安定価格支持を含んでゐるわけですが、一面に

おいては、そういう点におきましては、安定感を与へてゐる、こういふふうにお考へます。

○神田(大)委員 このバック・ペイの問題については、もし、その価格差ができた場合、大臣は、農民に支払ふ意思を持つておるかどうか、お尋ねします。

○赤城國務大臣 現在、終戦直後のように、經濟に變動があり、また価格等におきまして、非常に高下の動きが多かつたときと違つておりますので、現在におきましては、バック・ペイといふことの制度をとらずに価格を決定したら、それで買ひ上げる。ことに予約買付といひますか、予約完了渡しといひますか、そういうことでありますから、価格を決定したもので約束をするといふことが筋じやないか、こういふふうにお考へます。

○神田(大)委員 予約制度と言ひながら、米の場合は統制下です。ほかには売れない、そういうやうな一つの強い規制のもとにあるものは、政府が価格を保障しなければならぬ、物価が上れば、物価が上つたに應じて、これは支払いをするのが當然だと思ひます。そういう意味合いにおいては、今大臣が言われたことに對しては納得ができません。時間がありませうから、このことについて、はあともまだ御質問申し上げます。

それでは、予算米価に、いわゆる歩どまりとか、予約に對する特別の金が削られておるようでございませうけれども、この点はどうかお考へになりますか。

○赤城國務大臣 申し込み加算金百円は、予算上予算米価には組んでおりませう。といふのは、昭和三十年から予約買付といひますか、こういふ制度にいたしたのでございませう。初めてそういう制度を設けましたので、申し込み

の加算といふものを付けて、この制度を生かしていきたいといふことで始まつたのでございますが、三十年、三十二年、三十二年、こゝういふふうにごの制度にもなれてきておりますし、また私もいいたしまして、この制度を、食糧の管理といふもの、米の管理といふものを統括していくといふことを聲明して、米を売るところの農家の方面においても、この制度になれてきた。でありますので、奨励的な意味をもつてつけたところの予約申し込み加算金を米価の中に含めるといふことは、一応これは取り除いておるのであります。申し込み加算をして奨励したものがなれてきて、この制度でいくのだといふふうになつてきておりますので、今のところその必要がないのじやないかといふところから、申し込み加算金を、予算の上におきましては、予算米価の中に加えておらぬ、こゝういふことでございます。

○神田(大)委員 非常に重大な発言だと思つてございしますが、この予約申し込み加算金をつける必要はないといふことになりまして、全国で二千九百万石の予約米に對しましての二十九億四という金が農家に入らなくなる。私は、現在米の統制が徐々にくずされてつあると思ふ。またくずすような条件を政府はいろいろと考えてやつておるわけだ。消費者米価を上げて、そして生産者米価にできるだけ寄せをしようにしておる。あるいはその他のいろいろの施策によつて、いわゆる米の統制がくずされていくといふことは、予約加算金を除くといふことは、大きな農家の米の統制に對する不信といふものが出てくると思ふ。私は二年や三年で農民がなじむとは思いません

し、たとい、これはなじむから奨励金を出した、なじみぬから出さぬのだ、こゝういふ性質のものではないと思ふのです。これは、農民にとつては、二十九億から三十億の実質的の米価の切り下げになるのでありますから、今の大臣の言明は、非常に重大な影響を農民に及ぼすと思ふのでありますけれども、これは、あなたはよく慎重に御考慮の上、そのことをお考えになつておるかどうか、再びお尋ねいたします。

○赤城國務大臣 私は、農民のふところ工合がよくなることは、心から希望しておるのであります。米価の決定の要素には実はなつておりません申し込み加算金といふのですから、約束をしたときに、申し込みを確約する意味におきまして、奨励的な意味をもつてやつたのでありますから、言葉をかえていけば、補助的な意味を持つておるわけでありまして、でありますから、その金を予算上除いておくといふことは、それだけふところに入る金は少いかと思ひますが、筋をいいたしましては、これは米の値段の中に入るべきものではない、やはり奨励的な補助的なものである、こゝういふふうには考えていますので、予算米価決定の中には、申し込み加算金を入れない方が筋道が立つておる。米価は米価として、別にいろいろの要素から実際には決定すべきものだ、こゝういふふうには区別して考えておるものだから、申し込み加算金は、米の価格の中に入れない、こゝういふことでございします。

○神田(大)委員 これは大事な問題です。あなたは、米価をほんとうに適正なものにするといふ基本的態度に立つてやるならいい。ところが、あなたは、パリティ方式によつてやると思つておられますけれども、農民は、生産費補償方式でもつてやれといふことを長年要求しておる。にもかかわらず、こゝういふ農民の生産費補償方式によるこの米価決定を怠つて、パリティ方式で米価はきめる、米価はなるべく安くするようにきめておく、そして消費者米価を上げ、生産者米価を下げて、だんだんとさや寄せして、統制経済がくずれ去るという方向へ持つていくようにわれわれは見られる。今日せつかにわれわれは見たところの予約加算金ははずされるということになりまして、農民は、米の統制政策に對しましても大きな不信を持つ、これに對しまして協力することが薄らいでくるのじやなからうか、そゝういふ意味合いにおきまして、日本の食糧行政の非常に重大な段階のときに集荷予約加算金をはずすといふような考へ方に對しては、われわれは絶対賛成できないと思ひます。こゝういふ問題に對しては、米価審議会におきましても非常に議論になつておると思ひますが、米審においては、おそろくこゝういふものは、今日はずすべきじやないといふ議論になつておる。こゝういふ場合に、あなたは米価審議会の意見を尊重するかどうか、お尋ねいたします。

○赤城國務大臣 米価審議会の決定は尊重いたします。尊重いたしますが、農民の出す米が生産費に合ふといふことは必要でございしますけれども、再々申し上げておきますように、私はこれを価格の中に組み入れるべきものじやないと思ひます。米価は米価として、適当に生産費を補償するようになつておるに決定されるのは当然であります。が、申し込み加算金のような奨励金、補助金を価格の中に入れるといふこ

とは、これはまた非常におかしなことになると思ふのです。でありますから、米の価格を決定する場合には、生産費を補償するような方向において決定されることは非常にけっこうだと思ひます。しかし、奨励費、補助金を入れないければならぬといふことは、やはり算定方式が十分でない、こゝういふことにならうかと思ひます。

○神田(大)委員 生産費補償方式による算定を大臣は強く推進して、そして奨励的な予約加算金といふようなものははずすべきだ、こゝういふお考えでございします。

○赤城國務大臣 私は、生産費補償と、所得補償といふ考へ方は、非常にけつこいな考へ方だといふことで、現在研究を進めております。しかし、實際問題として、技術的には非常にむずかしい、こゝういふことで、なかなかそれが結論に達しないといふことは御承知の通りであります。といふのは、私が詳しく申し上げる必要もありませんが、たとえばバルク・ラインを引くのに、八〇%、九〇%に引くか、その引き方一つによつて非常に価格が違つてくる。あるいは自家労働賃金を評価する場合にも、都市の労働賃金でいくか、あるいは農村の労働賃金でいくか、あるいはその中間をとるか、こゝういふことで、自家労働の評価の方式が非常にむずかしい。あるいはまた反当りの収穫の決定等につきましても、非常にむずかしい。それから理論的には、所得方式といふのは非常にいいのでありますけれども、農民の所得、あるいはほかの鉱工業の生産費といふようなもののとの関係があつて、すべての物価はすべての労働力を基準としてきめるといふことになりま

すと、非常に労働力がかかつておるといふことであつても、全体の平均の労働力といふことになりまして、必ずしも農民の労働力を補償するといふ形にはならないことは、御承知の通りだと思ひます。そゝういふ技術的な面におきまして非常にむずかしいので、研究を続けてきておるのであります。が、生産費補償あるいは所得補償方式といふものが十分に技術的に結論を得るといふことが、まだでき得ない状態でありまして、ありますので、御承知のように米価審議会におきましても、一方においてはパリティ計算をいたしまして同時に、また別な方面にいろいろな生産費方式をとつてみて、それと比較したり何かしまして米価決定の答申をする、こゝういふような事情になつております。でありますから、理論的には私は賛成いたしますけれども、技術的にはなかなか結論に達しない、こゝういふのが實際問題であります。

○足藤委員長 この際暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕

大蔵委員會議録第十二号中正誤
ベ少段 行 誤 正
二五 末三 スイッチ・スイッチ・トリード